

# 第3次武豊町男女共同参画プラン

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

## 中間見直し(案)

令和8年1月

武豊町

## 目 次

---

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景と目的 .....	1
2 計画の位置付け .....	3
3 計画の期間 .....	4
4 策定体制 .....	5
第2章 町内の現状 .....	6
1 人口 .....	6
2 町内の男女共同参画の状況 .....	8
3 家庭・地域 .....	11
4 労働環境とワーク・ライフ・バランス .....	13
5 福祉 .....	16
6 暴力やハラスメント .....	17
7 性の多様性 .....	18
8 今後、取り組むべきこと .....	19
第3章 計画の基本的な考え方 .....	21
1 基本理念 .....	21
2 基本目標 .....	22
第4章 中間見直しにおける現状と課題 .....	26
第5章 施策 .....	29
基本目標1 男女共同参画社会の環境づくり .....	29
基本目標2 様々な分野にわたる男女共同参画の推進 .....	31
基本目標3 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進 .....	35
基本目標4 生涯にわたる健康と福祉の充実 .....	38
基本目標5 人権の尊重とDVの根絶 .....	41
第6章 計画の推進 .....	43
1 重点施策と目標指標 .....	43
2 プランの進捗管理 .....	45

# 第Ⅰ章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会は次のように定義されています。

- 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

この定義を踏まえ、本町では、性的少数者を含め、男女共同参画社会を次のように考えています。

- 「女だから」とか、「男だから」とか、「性的少数者」というだけでその可能性が狭められることなく、それぞれの個性を活かし、いろいろな生き方を認め合うことができる社会
- 個人の意見を尊重し、自らの意思に基づいて、生き方を選択できる社会
- 性別に関わりなく、仕事と家庭生活・地域生活のバランスをとり、責任を分担しながら支え合い、心豊かで充実した生活を送ることができる社会
- 政治・行政、経済、社会、文化等あらゆる分野に、性別に関わりなく、主体的に意思決定の段階から関わって意見を反映させる機会が確保される社会
- 家庭、地域、学校、職場等で、様々なチャレンジを可能にする社会
- 性別に関わりなく、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、その個性と能力を十分に發揮できる社会

このように、男女共同参画社会は、仕事、家庭、地域生活等、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、一人ひとりが豊かな人生を送ることができる社会です。その実現は、職場の活気や家庭生活の充実、地域力の向上につながるものです。

## (2) 男女共同参画をめぐる動き

年度	国	愛知県	武豊町
1999	「男女共同参画社会基本法」制定		
2000	「男女共同参画基本計画」策定	「あいち男女共同参画プラン21」策定	
2001	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」制定		
2002		「愛知県男女共同参画推進条例」制定	「武豊町男女共同参画プラン」策定
2005	「第2次男女共同参画基本計画」策定		
2010	「第3次男女共同参画基本計画」策定	「あいち男女共同参画プラン2011-2015」策定	「第2次武豊町男女共同参画プラン」策定
2013	DV防止法を改正し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」として制定		
2015	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」制定 「第4次男女共同参画基本計画」策定	「あいち男女共同参画プラン2020」策定	
2018	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定		
2020	「第5次男女共同参画基本計画」策定	「あいち男女共同参画プラン2025」策定	「第3次武豊町男女共同参画プラン」策定
2022	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」制定		
2023	「性的指向及びジェンダー・インティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」制定		
2025	(★新基本計画策定を予定)	(★新プラン策定を予定)	「第3次武豊町男女共同参画プラン【中間見直し】」策定

### (3) 計画策定の目的

日本国憲法にうたわれている個人の尊重と男女平等は、男女共学や法の整備等をはじめとした様々な取組を通して、半世紀以上にわたり進められてきました。しかし、男女平等の確立と、様々な分野で男女がともに参画して活躍する社会の実現にはまだ多くの課題が残されています。

令和2年12月に閣議決定された国の「第5次男女共同参画基本計画」においては、これから男女共同参画の課題として、社会全体にとって「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」として、個人にとっては「性別にどらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」の2つをあげ、男女共同参画を推進していくことは「国民一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提」とされています。

武豊町では、平成14年10月に「武豊町男女共同参画プラン」、平成23年3月に「第2次武豊町男女共同参画プラン」、令和3年3月に「第3次武豊町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。

第3次武豊町男女共同参画プランが令和7年度に中間年を迎えたことから、社会情勢や住民意識の変化を踏まえ、「第3次武豊町男女共同参画プラン」の中間見直しを行います。

## 2 計画の位置付け

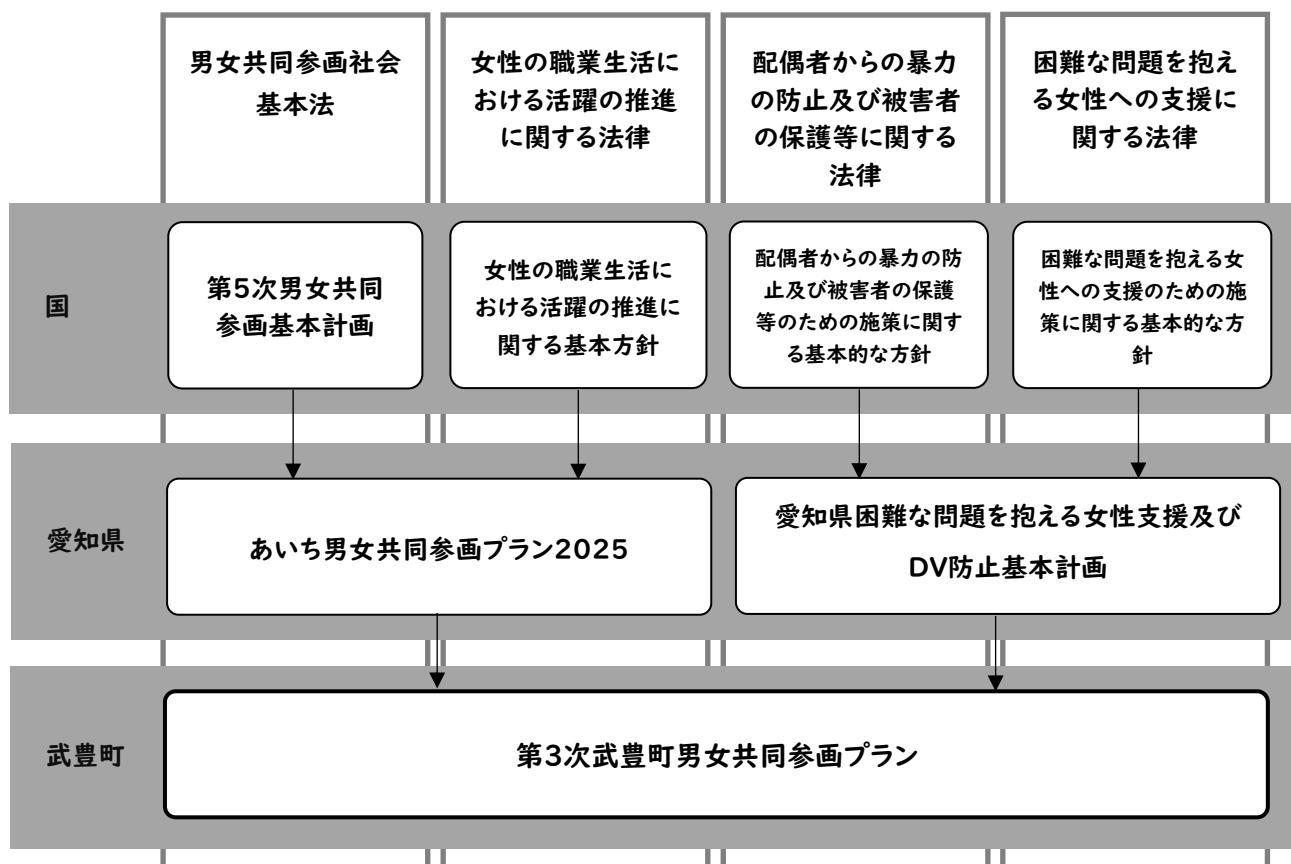
この計画は、次の法律に基づき、今後の武豊町の男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進する総合的な指針となるものです。

- ・男女共同参画社会基本法の「市町村男女共同参画計画」
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の「市町村推進計画」
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の「市町村基本計画」
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の「市町村基本計画」

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」、愛知県の「あいち男女共同参画プラン2025」を踏まえています(★国や県の動きにあわせて更新予定)。

本町の計画については、「第6次武豊町総合計画」を上位計画としています。また、男女共同参画プランの考え方や施策は分野を横断するものであり、地域福祉、高齢者福祉、こども・子育て支援、保健等の分野別計画と密接に関連しています。

## 法律・国・県の計画との関係



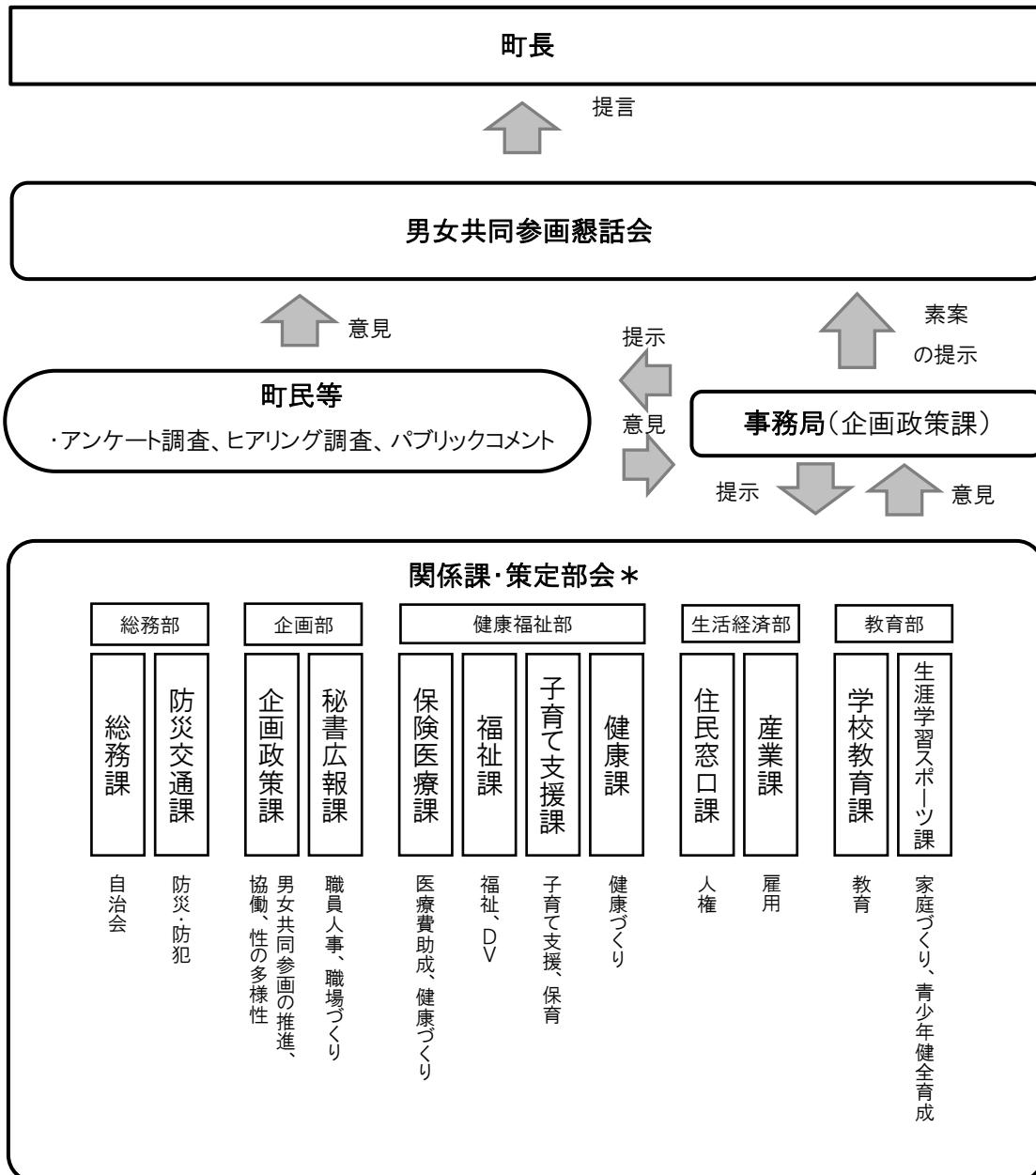
### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和12年度までの10年間です。また、社会情勢や住民意識の変化、計画の進捗状況等を踏まえ、令和7年度に見直しを行いました。



## 4 策定体制

この計画は、次の体制で策定しました。



男女共同参画懇話会 : 町民代表・有識者 10 人で構成

策定部会\* : 町の担当職員 8 人で構成

アンケート調査 : 18 歳以上の町民 1,500 人を無作為抽出して実施

ヒアリング調査 : 窓口職員、仕事と家庭の両立を図る職員、学生等に実施

パブリックコメント : 町民に計画書を公表し、意見を募集

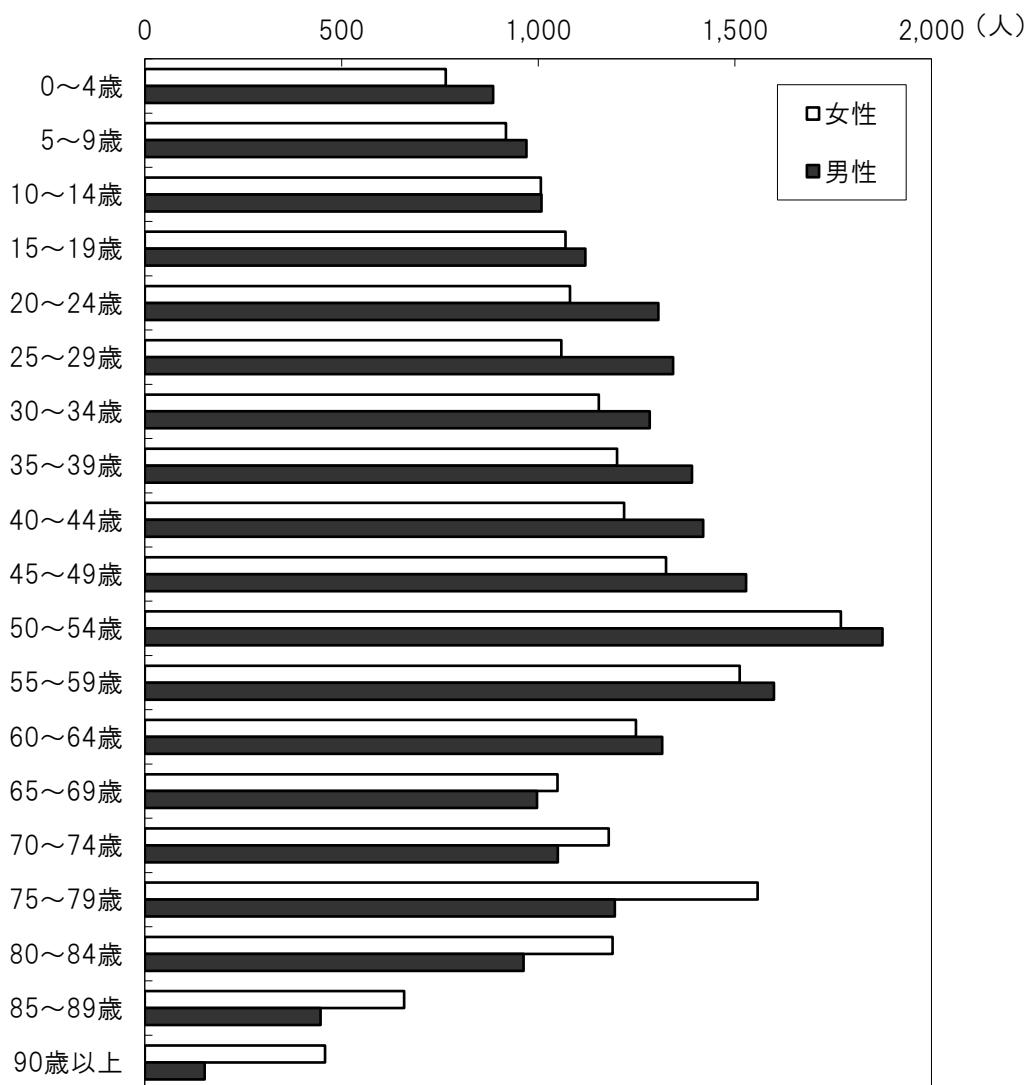
\* 中間見直しにおいては、策定部会を設けず、関係課は施策の進捗確認を通じて、改定作業に加わっています。

## 第2章 町内の現状

### 1 人口

武豊町の令和7年10月1日現在の人口は、43,262人です。性・年齢別人口をみると、武豊町の産業に製造業が多くなっていることから65歳未満では男性が多くなっています。

図表 性・年齢別人口



資料：武豊町「住民基本台帳」(令和7年10月1日)

外国籍の住民は1,635人で、国籍はベトナム、ブラジル、インドネシア、フィリピン、中国の順に多くなっています。

また、配偶関係をみると、どの年代においても女性に比べて男性の未婚率が高くなっています。

図表 外国籍住民

	総数	ベトナム	ブラジル	インドネシア	フィリピン	中国	その他
総 数	1,635	486	360	235	146	145	263
女性	683	179	160	24	106	93	121
男性	952	307	200	211	40	52	142

資料：武豊町「人口動向」（令和7年10月1日）

図表 配偶関係

	女性				男性			
	未婚	有配偶	離死別	不詳	未婚	有配偶	離死別	不詳
20～24歳	89.1%	8.5%	1.3%	1.1%	91.6%	4.5%	0.1%	3.8%
25～29歳	48.4%	46.4%	2.3%	3.0%	65.3%	27.4%	0.9%	6.5%
30～34歳	24.9%	69.3%	3.6%	2.2%	39.4%	52.3%	2.9%	5.4%
35～39歳	16.8%	76.2%	5.7%	1.3%	29.8%	61.9%	2.9%	5.3%
40～44歳	13.9%	77.8%	6.3%	2.1%	26.9%	64.5%	3.8%	4.8%
45～49歳	12.1%	76.0%	9.4%	2.5%	25.4%	64.9%	5.0%	4.7%

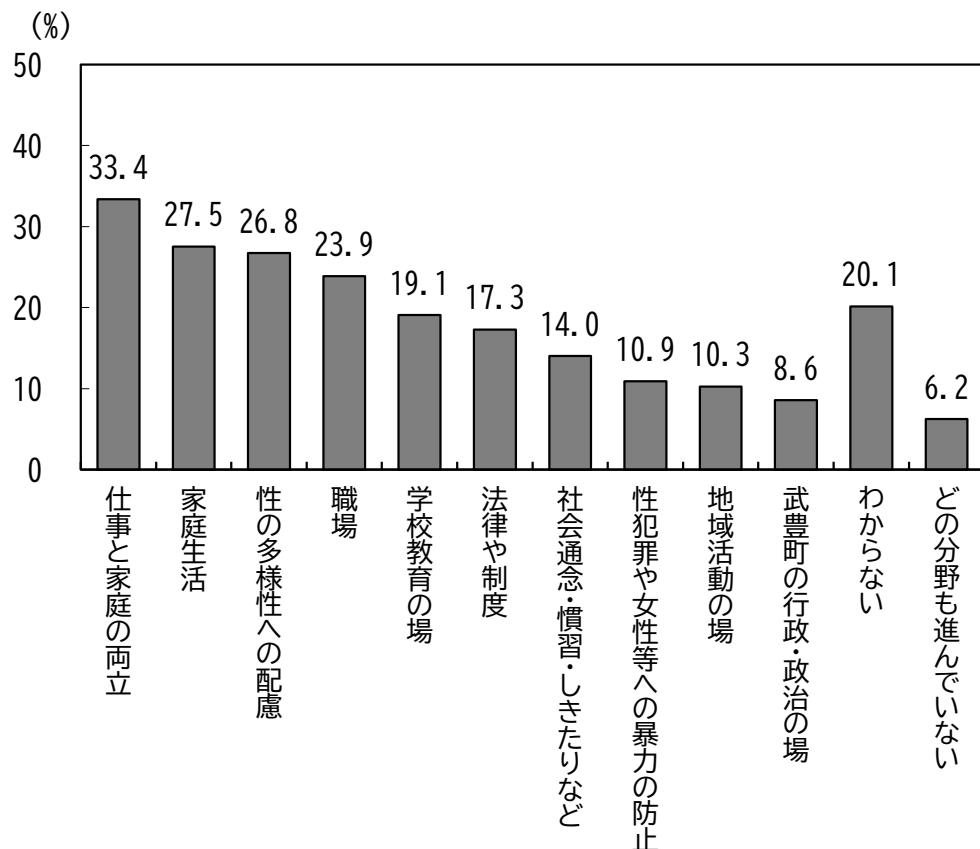
資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

注：小数点第2位を四捨五入するため、合計が100.0%にならないことがあります。

## 2 町内の男女共同参画の状況

この5年間で男女共同参画が進んだと思う分野について、「仕事と家庭の両立」「家庭生活」「性の多様性への配慮」「職場」が上位となっています。

図表 この5年間で男女共同参画が進んだ分野

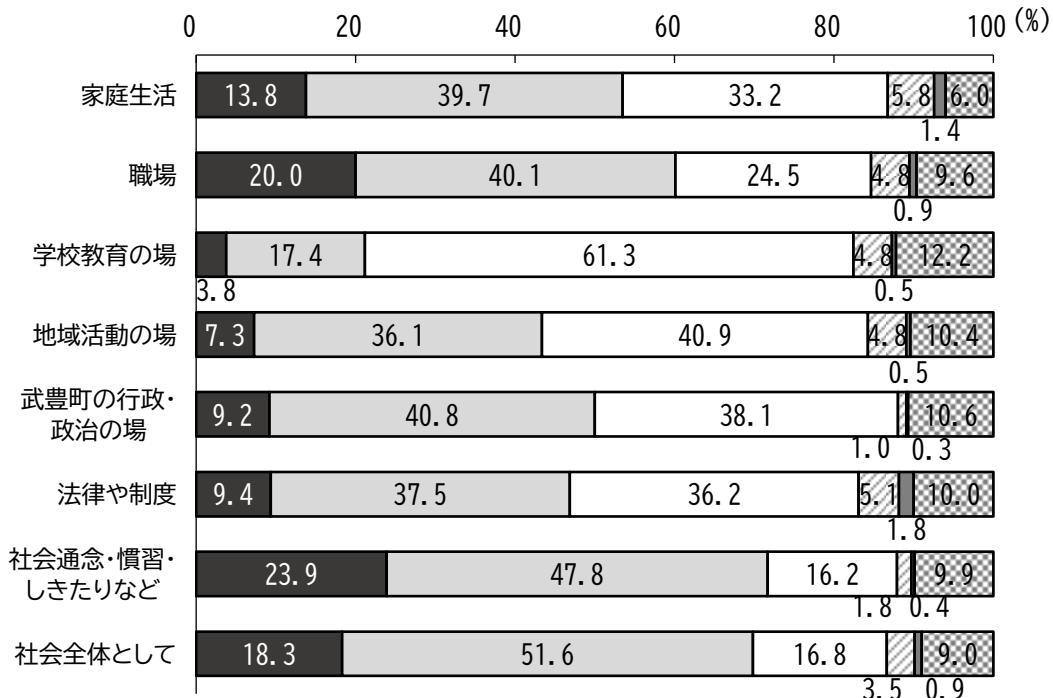


資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）



男女平等の状況について、社会全体として「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた割合は約7割となっています。家庭生活、職場、社会通念・慣習・しきたりで男性優遇と考える人が多い傾向です。

図表 社会における男女平等の状況



- 男性の方が □どちらかといえば □平等 □どちらかといえば ■女性の方が □無回答
- 優遇されて 男性の方が優遇 女性の方が優遇 優遇されて
- いる されている されている いる

資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）

性別・年齢別にみると、家庭生活や職場をはじめすべての項目で、女性は男性より「男性優遇」と考える割合が高くなっています。年齢別では、社会全体をはじめ総じて、60歳代で「男性優遇」と考える割合が他の年代と比べてやや高くなっています。

また、武豊町における女性の登用状況は、審議会等で29.0%、町の管理職では42.6%となっています。

図表 男性優遇（「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）と考える住民の割合

	家庭生活	職場	教育	地域活動	政治の場	武豊町の行政	法律や制度	しきたり 社会通念・慣習	社会全体として
全体	53.5%	60.1%	21.2%	43.4%	50.0%	46.9%	71.7%	69.9%	
女性	62.3%	61.8%	24.1%	48.9%	55.3%	55.1%	76.4%	76.2%	
男性	43.4%	58.6%	17.5%	37.9%	44.0%	38.5%	67.6%	63.6%	
18～29歳	36.9%	50.8%	16.9%	30.8%	41.5%	35.4%	63.1%	52.3%	
30～39歳	48.9%	59.8%	16.3%	34.8%	47.8%	46.7%	70.7%	70.7%	
40～49歳	57.9%	60.7%	26.2%	54.2%	54.2%	47.7%	77.6%	73.8%	
50～59歳	56.2%	62.3%	24.7%	47.3%	54.1%	55.5%	80.8%	77.4%	
60～69歳	62.2%	68.5%	25.2%	52.8%	63.8%	59.1%	83.5%	85.8%	
70～79歳	55.4%	59.7%	16.5%	38.1%	43.2%	44.6%	65.5%	63.3%	
80歳以上	46.1%	51.7%	20.2%	39.3%	38.2%	28.1%	51.7%	52.8%	

資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）

注：7割以上は網掛け、5割以上の個所は太字で表記

図表 審議会等への女性の登用状況

	総数	女性	比率
審議会等	372	108	29.0%
行政委員会	26	5	19.2%
町職員の管理職	68	29	42.6%
うち一般行政職	52	18	34.6%

資料：武豊町（令和7年4月1日）

注：一般行政職は、福祉職（保育士）、看護・保健職（保健師）、税務職（税務課、収納課職員）、企業職（上下水道課職員）、技能労務職（園務員・用務員）を除いた職員

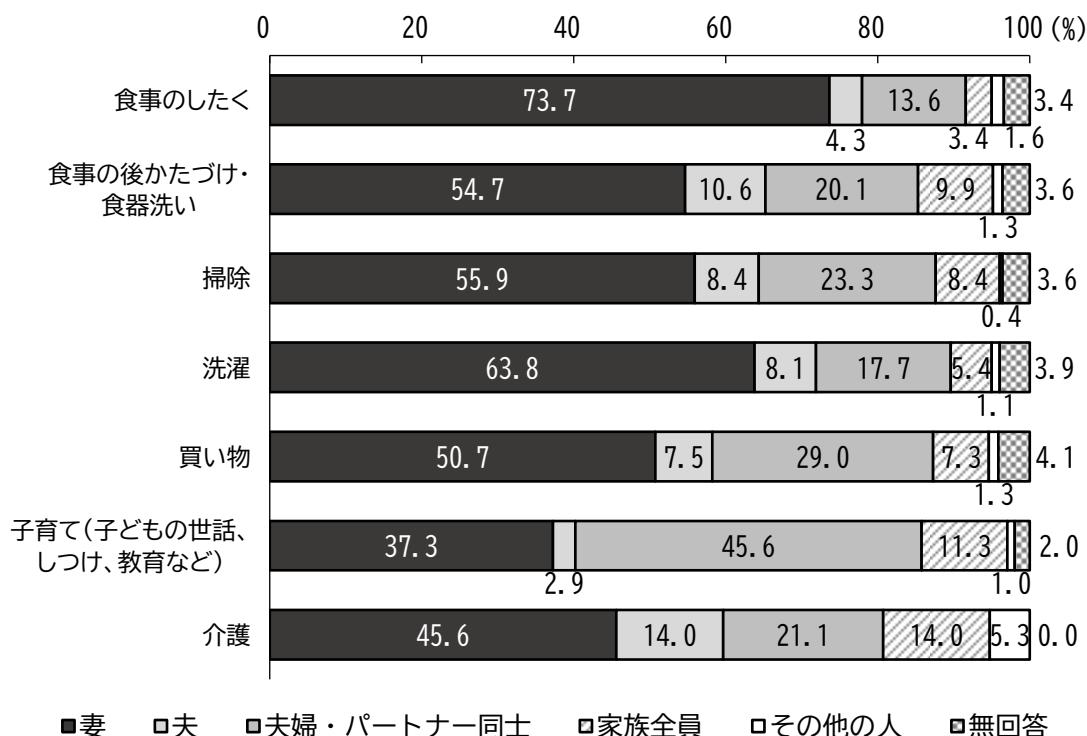
### 3 家庭・地域

既婚者の家庭での役割分担は、食事のしたく、食事の後かたづけ・食器洗い、掃除、洗濯などで、主な担当が妻である家庭の割合が高くなっています。

男性が家事・育児・介護により多くたずさわるために重要なことについては、「家庭で、こどもの頃から男の子も女の子も同じように家事を手伝う」と「家庭で、家事・育児・介護の分担について十分話し合う」の割合が高くなっています。

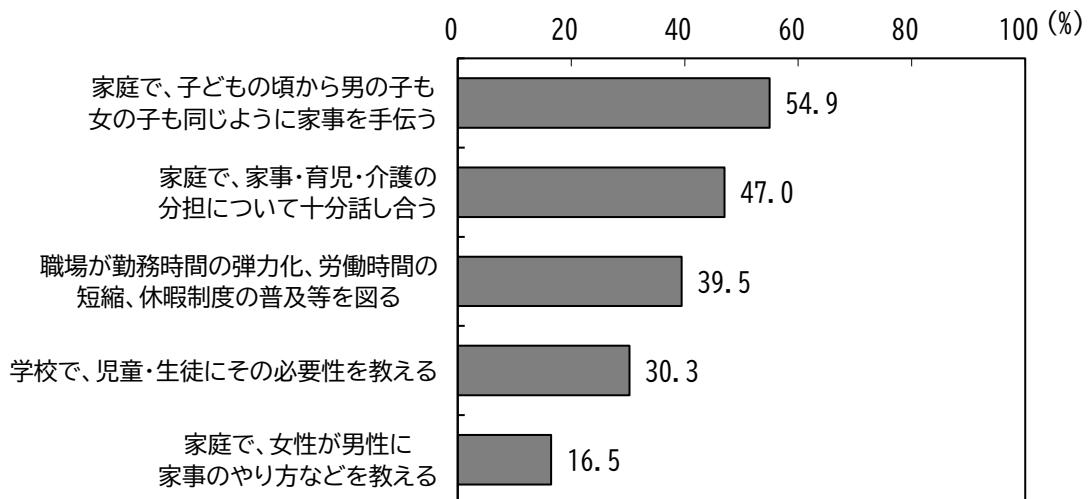
また、女性が地域活動のリーダーになるためには、「地域活動のリーダーに女性が一定の割合となるような取組を進めること」「女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと」の割合が高くなっています。

図表 家庭での役割分担



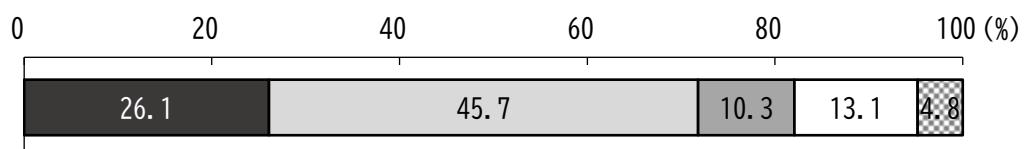
資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）

図表 男性が家事・育児・介護により多くたずさわるために重要なこと



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）

図表 女性が地域活動のリーダーになるために



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）

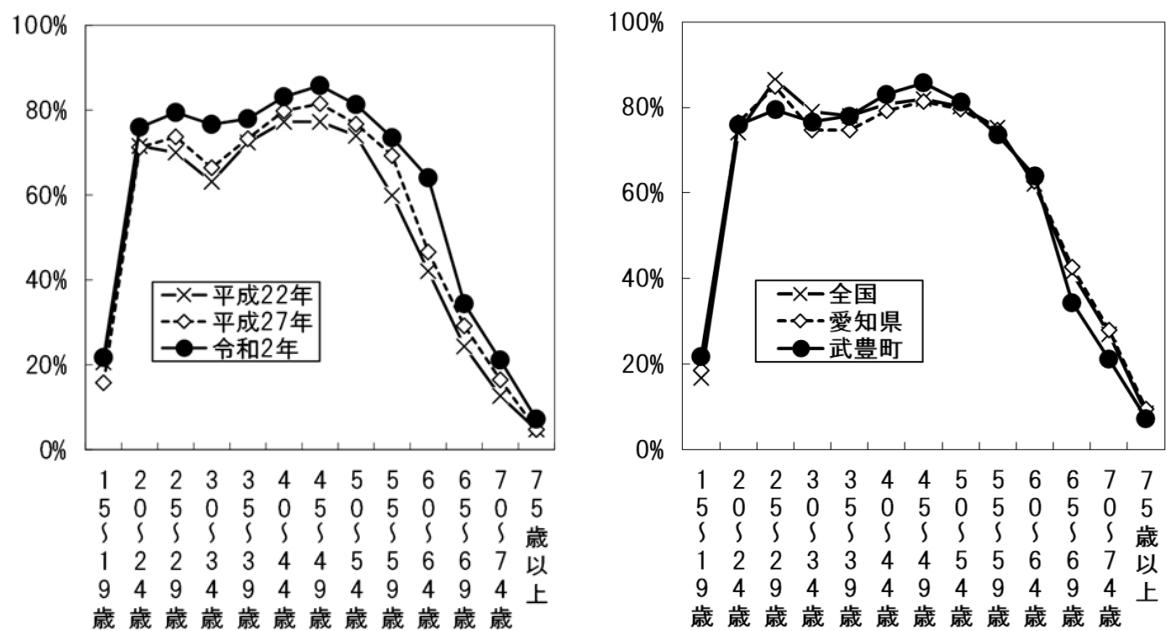
#### 4 労働環境とワーク・ライフ・バランス

これまで、女性の労働力率は結婚・出産を機に一度仕事を離れるM字型となっていました。M字の底にあたる30~34歳の労働力率は平成22年(63.1%)から令和2年(76.6%)で上昇しています。全国・愛知県と比べると、40歳代で武豊町は労働力率が高くなっています。また、有配偶者の女性の労働力率も増加しており、共働き世帯が増加しています。

20歳代から50歳代の就業状況をみると、男女ともに「主に仕事」が多くなっていますが、女性は男性より「家事のほか仕事等」や「就業していない」が多くなっています。職業別にみると、専門的・技術的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者は女性が男性より多く、管理的職業従事者、保安職業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者等は女性の比率が特に低くなっています。

家庭生活と仕事の調和について、「調和がとれている」「どちらかといえばとれている」の割合が約7割となっています。

図表 年齢別労働力率（女性）



資料：総務省「国勢調査」

図表 年齢別労働力率（有配偶者の女性）

	20~24 歳	25~29 歳	30~34 歳	35~39 歳	40~44 歳	45~49 歳	50~54 歳	55~59 歳
令和2年	51.9%	65.0%	69.2%	73.9%	81.1%	84.0%	79.6%	70.5%
平成27年	42.7%	52.5%	56.4%	67.5%	76.1%	78.8%	73.1%	66.5%

資料：総務省「国勢調査」

図表 就業状況

	女性			男性		
	主に仕事	家事のほか 仕事等 <sup>*1</sup>	就業してい ない	主に仕事	家事のほか 仕事等 <sup>*1</sup>	就業してい ない
15～19歳	8.8%	13.0%	78.3%	14.6%	9.0%	76.3%
20～24歳	53.6%	22.3%	24.0%	67.4%	16.0%	16.6%
25～29歳	64.5%	15.0%	20.5%	93.5%	4.7%	1.8%
30～34歳	49.1%	27.5%	23.4%	93.1%	5.0%	1.9%
35～39歳	46.7%	31.3%	22.0%	93.1%	4.3%	2.6%
40～44歳	53.0%	30.1%	16.9%	94.9%	3.4%	1.7%
45～49歳	56.9%	28.9%	14.2%	92.5%	4.7%	2.7%
50～54歳	52.8%	28.5%	18.7%	92.6%	5.1%	2.3%
55～59歳	45.9%	27.6%	26.5%	92.0%	4.7%	3.3%
60～64歳	35.7%	28.3%	35.9%	78.3%	7.4%	14.3%
65～69歳	15.5%	18.9%	65.6%	49.4%	10.2%	40.4%
70～74歳	9.2%	11.9%	78.9%	28.5%	8.2%	63.3%
75～79歳	4.4%	7.1%	88.5%	14.9%	4.9%	80.2%
80～84歳	1.7%	5.1%	93.2%	6.9%	4.7%	88.3%
85歳以上	0.7%	0.9%	98.4%	4.6%	2.0%	93.4%

\*1 家事のほか仕事、通学のかたわら仕事等

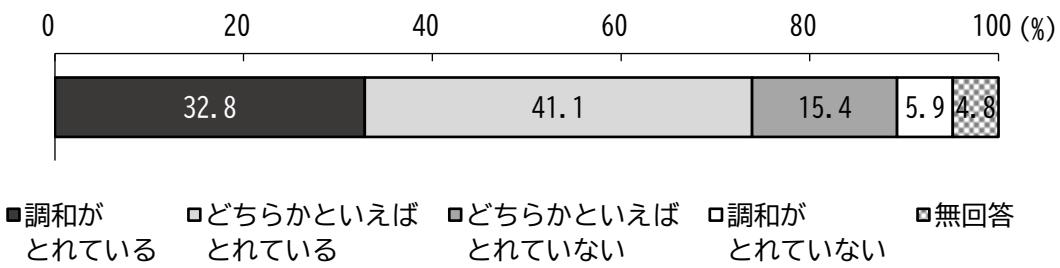
資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

図表 職業別就業者数

	女性	男性	女性比率
管理的職業従事者	34	203	14.3%
専門的・技術的職業従事者	1,369	1,185	53.6%
事務従事者	2,060	1,404	59.5%
販売従事者	986	794	55.4%
サービス職業従事者	1,631	459	78.0%
保安職業従事者	25	241	9.4%
農林漁業従事者	63	72	46.7%
生産工程従事者	1,151	4,111	21.9%
輸送・機械運転従事者	35	816	4.1%
建設・採掘従事者	10	623	1.6%
運搬・清掃・包装等従事者	707	936	43.0%
分類不能の職業	79	99	44.4%

資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

図表 家庭生活と仕事の調和について



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）



高齢者がいる世帯は、全世帯の4割近くとなっています。また、高齢単身世帯は女性が多いのが特徴です。

高齢者や障がい者の介助・介護が、主に女性の役割となりがちなことについては、「改善すべきだと思う」が7割を越えています。

図表 高齢者の世帯

	65歳以上の 人がいる 一般世帯数	うち高齢 夫婦 世帯数 <sup>*2</sup>	うち高齢 単身 世帯数 <sup>*3</sup>			その他
				うち女性	うち男性	
世帯数	6,941	2,038	1,726	1,099	627	3,177
世帯比 <sup>*1</sup>	38.4%	11.3%	9.5%	6.1%	3.5%	17.6%

\*1 一般世帯数(18,109世帯)に占める割合、不詳を除く

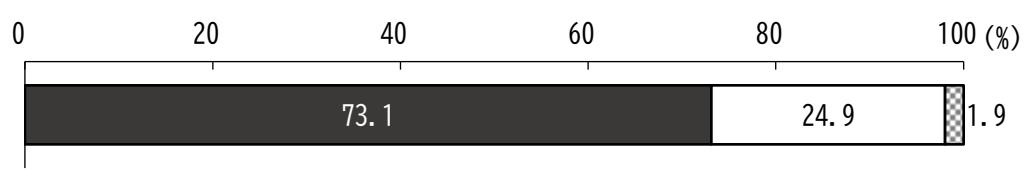
一般世帯とは、住居と生計を共にする者の集まり、または一戸を構える単身者のこと

\*2 夫婦ともに65歳以上の一般世帯

\*3 65歳以上で1人のみの一般世帯

資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

図表 介助・介護が主に女性の役割となりがちなことについて



■改善すべきだと思う

□やむをえないと思う

□無回答

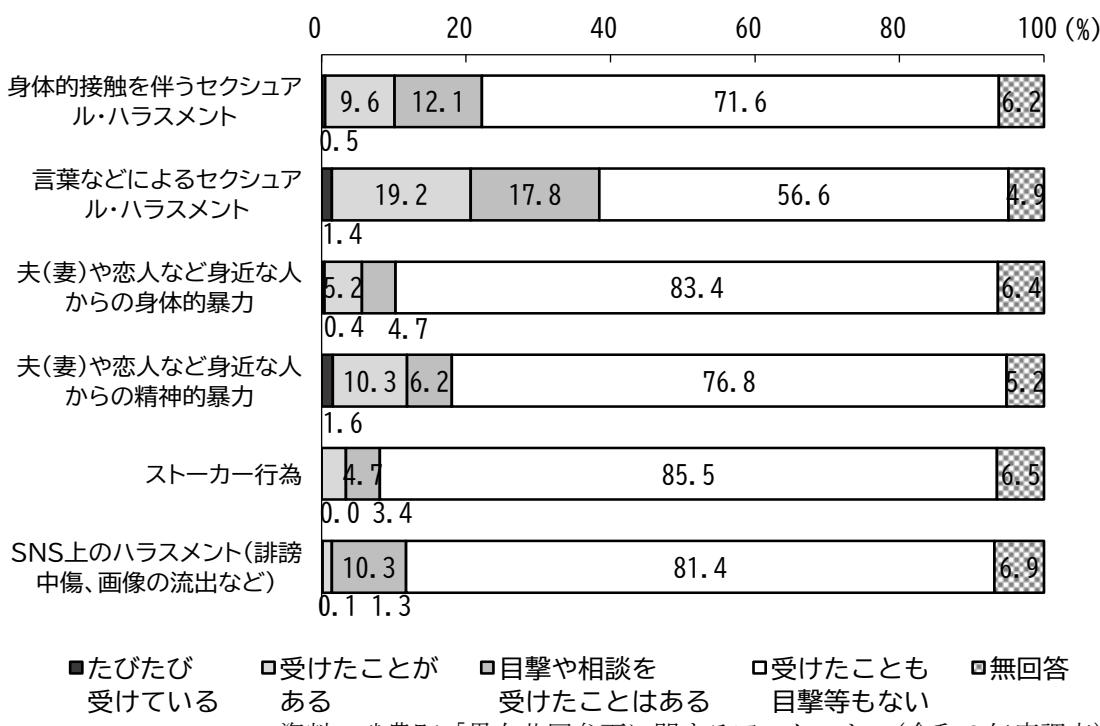
資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）

## 6 暴力やハラスメント

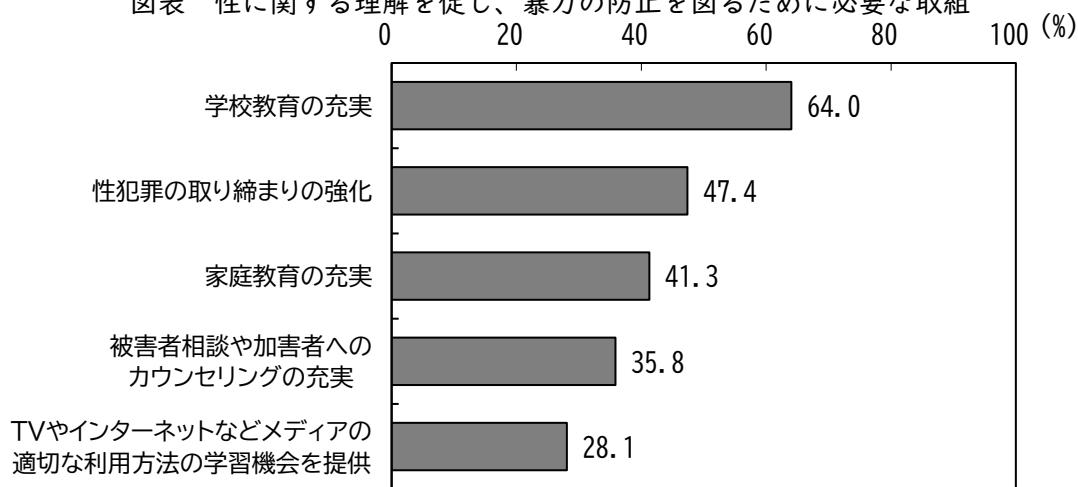
「たびたび受けている」「以前に受けたことがある」をあわせると、身体的接触を伴うセクシュアル・ハラスメントが10.1%、言葉などによるセクシュアル・ハラスメントが20.6%、夫（妻）や恋人等身近な人からの身体的暴力が5.6%、夫（妻）や恋人等身近な人からの精神的暴力が11.9%、ストーカー行為が4.7%となっています。

性に関する理解を促し暴力の防止を図るために必要な取組については、「学校教育の充実」が最も高く、次いで「性犯罪の取り締まりの強化」「家庭教育の充実」となっています。

図表 身体的・精神的暴力について



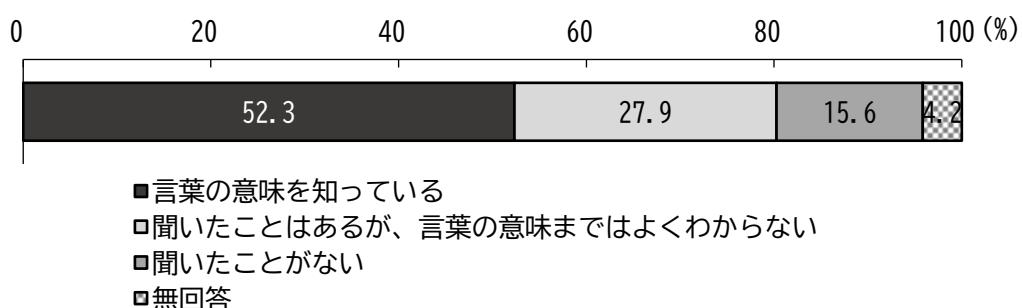
図表 性に関する理解を促し、暴力の防止を図るために必要な取組



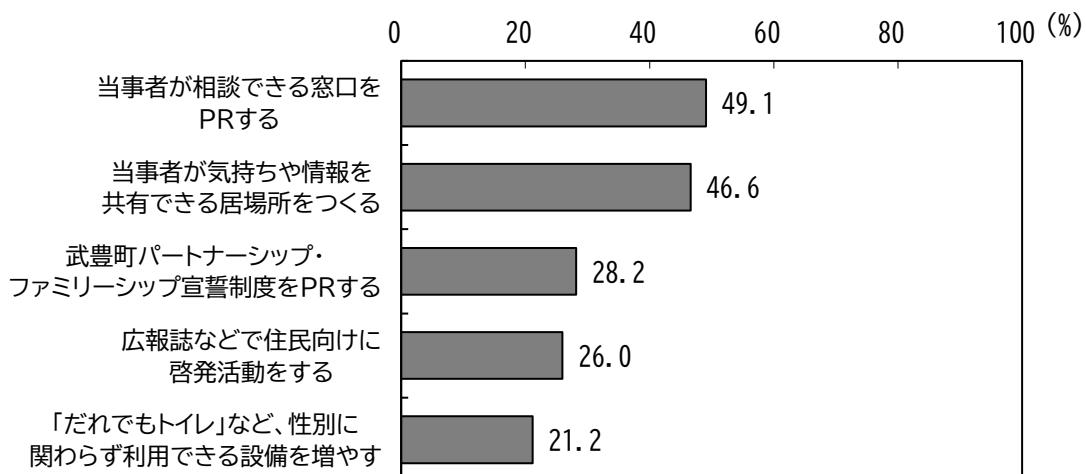
「エルジービーティーキュープラス「LGBTQ+」という言葉について、「言葉の意味を知っている」の割合が約5割と、最も高くなっています。

性の多様性に配慮するために、町に必要な取組としては、「当事者が相談できる窓口をPRする」「当事者が気持ちや情報を共有できる居場所をつくる」の割合が高くなっています。

図表 「LGBTQ+」という言葉の理解度



図表 性の多様性に配慮するために、町に必要な取組



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）

#### 「LGBTQ+」

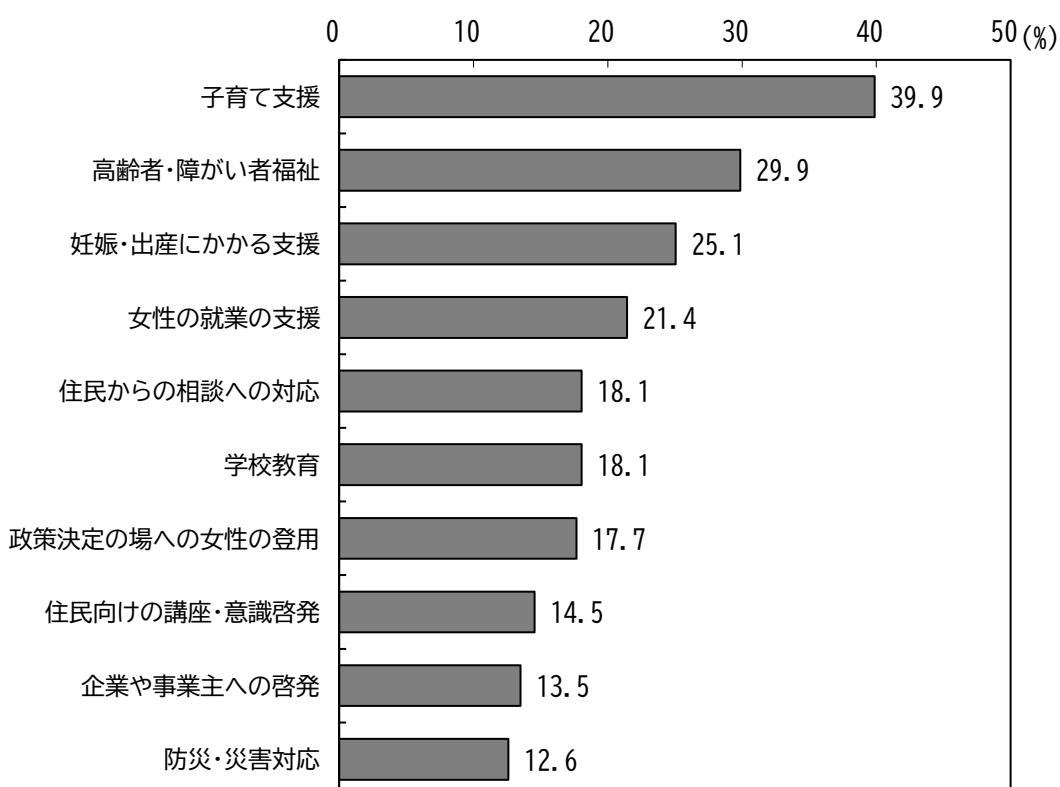
- ・ Lがレズビアン（女性の同性愛者）、Gがゲイ（男性の同性愛者）、Bがバイセクシュアル（両性愛者）、Tがトランスジェンダー（こころの性とからだの性との不一致）、Qがクィア/クエスチョニング（包括的/他に当てはまらない等）の頭文字、+は上記以外にも性のあり方が様々であることから作られた言葉であり、『性的少数者』の総称です。

## 8 今後、取り組むべきこと

男女共同参画を推進するために町が力を入れるべき施策については、「子育ての支援」が最も高く、次いで「高齢者・障がい者福祉」「妊娠・出産にかかる支援」となっています。

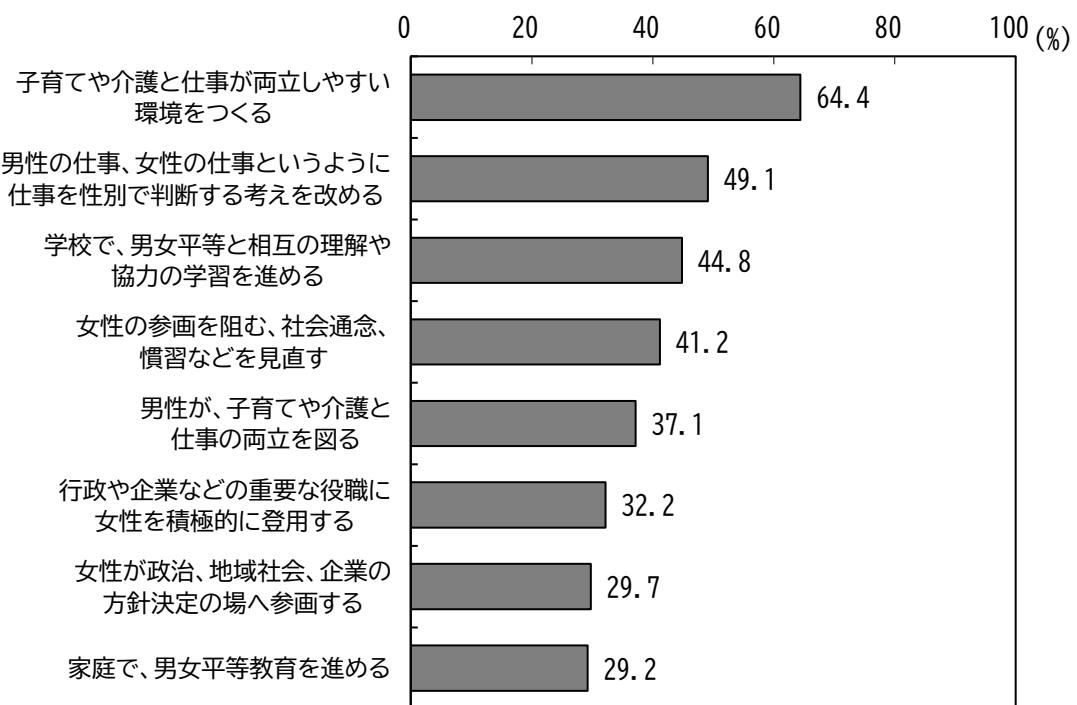
男女がより平等になるために、「子育てや介護と仕事が両立しやすい環境をつくる」「男性の仕事、女性の仕事というように仕事を性別で判断する考えを改める」「学校で、男女平等と相互の理解や協力の学習をすすめる」「女性の参画を阻む、社会通念、慣習などを見直す」が高くなっています。

図表 町が力を入れるべき男女共同参画推進施策



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）

図表 より男女が平等になるために必要なこと



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

武豊町では、「第6次武豊町総合計画」において、「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」をまちの将来像として掲げ、住民・地域の団体・事業者等、多様な主体と協働して、将来の住民にも心を向け、笑顔の絶えないしあわせのまちづくりを目指しています。

また、同計画の中で、性別、国籍、言葉等の違いに関わりなく、互いを尊重しあい協力しあえる「多様な主体が連携・協働するまち」を目標のひとつに掲げています。

このような中、「第3次武豊町男女共同参画プラン」では、「性別に関わりなく活躍できる社会の実現」を基本理念に掲げ、性別に関わりなく、お互いにその人権を尊重しつつ責任も成果も分かち合い、家庭、学校、職場、地域社会等、社会のあらゆる分野において、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。

### 基本理念 性別に関わりなく活躍できる社会の実現

#### 男女共同参画社会

##### 家庭

- 家族全員が互いに協力して、家事、子育て、介護等を行い、明るく楽しい家庭生活を送っている
- 性別に関わりなく自立し、個性が輝く心豊かな暮らしをしている

##### 学校

- 一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人材が育っている
- 進学や就職において、性別に関わりなく個人の適性を尊重した進路選択がなされている

##### 職場

- 性別に関わりなく仕事と家庭・地域生活の両立が可能な、バランスのとれた働きやすい職場環境が整っている
- 一人ひとりが性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮して、いきいきと活躍している

##### 地域社会

- 地域活動やボランティア活動において、性別に関わりなく主体的に住みよい地域づくりに参画している
- 子育てや介護等を地域全体で応援し、安全・安心で元気な地域づくりが進められている

## 2 基本目標

### 基本目標1 男女共同参画社会の環境づくり

男女共同参画については、「共働き推進」、もしくは「男性も女性もすべて同じ」と受け止められることもありますが、それは一面的です。男女共同参画社会においては、「生物学的性別」と「社会的につくられた性別」を考慮しながら、多様な考え方・生き方・働き方を尊重します。その実現には、男女共同参画についての正しい理解が不可欠であり、そのための啓発や体制づくりは重要です。

このため、固定的な性別役割分担意識の解消に引き続き取り組みます。また、男女共同参画は、あらゆる施策や生活場面に関わることから、様々な機会や場面を通じて住民や町職員への具体的な啓発に取り組み、性別による生きづらさの解消に取り組んでいきます。また、男女共同参画に関する相談や住民との協働による推進等、総合的・継続的な推進体制づくりを図ります。

### 基本目標2 様々な分野にわたる男女共同参画の推進

家庭、学校、地域社会等あらゆる場で男女共同参画を促進していくためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任も成果も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の将来像を共有し、実践していくことが必要です。男女共同参画や女性活躍は、少子高齢化や人口減少社会が進んでいく中で、暮らしやすく活力のある社会をつくるていくことにもつながります。また、女性だけでなく、男性にも関わりの深いことです。男性の家事参画は、女性の社会参画を促すとともに、男性自身の生活を豊かにするものです。

国においては、「指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会」を目指して、政策・方針決定過程への女性の参画を進めています。武豊町においても、多様な住民の声が政策や方針決定に反映されるよう、審議会や町職員の管理職において、女性の登用率が低い分野における女性登用や性別に偏りのない人員登用を促進します。また、お互いを尊重し協力し合う家庭づくりの推進、性別にとらわれない教育や進路相談、地域活動への多様な人々の参画等を通じ、家庭・学校・地域社会等の身近なところから、男女共同参画の視点に立った取組を推進します。

**基本目標3 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進**

男女平等、家庭と職場の両立支援、女性活躍、働き方改革等に関する法制度が整備されてきていますが、職務内容が男女不平等であったり、子育て期や介護期の就労継続が大変であったり、子育てや介護後の再就職時は待遇が低かったりと、女性の就労に関する課題はまだ残っています。また、男性においても、長時間労働や子育てに積極的に参加することへの理解不足等、家庭と職場の両立が十分に実現できない環境にあります。

このため、性別に関わりなく等しく働く機会を持ち、生き生きと働くことができる職場づくりに向けて、県や関係機関と協力して住民への啓発や事業所への情報提供や働きかけを行います。特に、女性活躍推進法に基づき、女性が、家庭の状況やキャリア形成を踏まえながら、希望する働き方ができ、個性や能力・意欲を生かして働くことができ、その能力や成果を正しく評価される職場づくりに向けての啓発に取り組んでいきます。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けて、子育て支援、介護支援に関する事業の充実に取り組みます。

**基本目標4 生涯にわたる健康と福祉の充実**

生涯を通じて男女は異なる健康上の問題を有しており、各ライフステージに応じた健康の保持・増進が求められます。特に女性は、妊娠・出産のための身体機能があることや、女性の方が長寿であることに伴う高齢期の生活課題等があります。

このため、男女が互いの身体的性差を理解し合い、性差に応じた心身の健康を推進するため、健康診査や相談事業、各種啓発等を通じて心身の健康管理を支援します。また、妊娠・出産期、乳幼児期をはじめ、母性を保護・尊重し、女性の健康づくりを支援します。

また、困難を抱える個人・世帯が、性別による生きづらさと重なってより困難な状況に置かれることが無いように配慮したり、女性に負担が集中したり、困難が深刻化しやすいことを踏まえ、様々な状況に置かれる個人・世帯が必要な支援が受けられるように、福祉の充実を図ります。

### 基本目標5 人権の尊重とDVの根絶

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）等は犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。これらの人権侵害は、依然として多数、発生しています。被害者は多くの場合女性であることから、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、広く啓発活動を行うとともに、住民との協働で防止対策に取り組みます。また、愛知県や警察等の関連機関と連携して相談や通報に対応し、被害者の保護や自立支援に取り組みます。特に、DV防止法に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ります。

また、性の多様性に対する理解を促進し、LGBTQ+等の人権が尊重され、安心して暮らしていける地域づくりに取り組みます。



## 計画の体系

	基本目標	施策方針	具体的施策	活躍	D V	困難
基本理念 性別に関わりなく活躍できる社会の実現	基本目標1 男女共同参画社会の環境づくり	(1)総合的な意識啓発の推進 (2)総合的な体制づくり	①男女共同参画社会への意識改革の推進 ②男女共同参画に関する情報収集・提供 ①男女共同参画に関する相談体制づくり ②協働による施策等の進捗の管理			
	基本目標2 様々な分野にわたる男女共同参画の推進	(1)女性の社会参画の推進	①政策・方針決定の場所への女性の参画の促進			
		(2)家庭における男女共同参画の推進	①家庭における意識啓発 ②男性の家事参画の促進			
		(3)学校等における男女共同参画教育の推進	①男女平等と男女共同参画に関する教育・保育 ②職場体験と進路相談			
		(4)防災・防犯や地域社会における男女共同参画の推進	①地域活動等の促進			
	基本目標3 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進	(1)就業及び職場環境の改善	①職場における男女の均等な機会と待遇の確保 ②女性の就業機会の確保・支援	●		
		(2)職業生活と家庭生活の両立支援	①仕事と家庭の両立についての啓発 ②子育て支援 ③介護支援	●		
	基本目標4 生涯にわたる健康と福祉の充実	(1)心と体の健康づくりの推進	①心と体の健康管理の支援 ②男女の健康診査の充実			
		(2)母性の保護と尊重	①妊娠・出産期・乳幼児期における健康支援			
		(3)福祉環境の充実	①地域共生社会に向けた多様な個人・世帯に対する支援	●	●	
	基本目標5 人権の尊重とDVの根絶	(1)あらゆる暴力を根絶するための啓発と基盤づくり	①あらゆる暴力をなくすための啓発や防止対策 ②被害者の保護・自立支援	●	●	
		(2)性の多様性に対する配慮	①性の多様性に対する理解促進と対応の充実			

「活躍」は主に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に対応する施策

「D V」は主に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に対応する施策

「困難」は主に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に対応する施策

---

## 第4章 中間見直しにおける現状と課題

---

### 基本目標1 男女共同参画社会の環境づくり

男女共同参画に向けた啓発においては、県副知事、（公財）あいち男女共同参画財団とも連携し講演会を開催しました。講演会及び県実施事業については、広報、HP、SNS、庁舎情報発信システム等を活用して多様な方法により情報発信を行いました。また、日本福祉大学のサークルと男女共同参画懇話会、町民と連携して啓発動画を作成しました。

相談窓口の案内については、関係機関に繋ぐことができるよう相談先一覧を作成し、武豊町公式ホームページに「相談」サイトを設け、武豊町公式LINEとリンクをするなど、アクセスしやすい環境づくりを図っています。

協働による施策等の進捗管理については、関係各課の実績をとりまとめ、幅広い知見を有する委員で構成された懇話会に報告し、課題や意見を所管課と共有しています。

町民アンケートでは、社会全体として「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」との回答が依然として多く、引き続き、啓発、相談体制づくりに取り組む必要があります。

### 基本目標2 様々な分野にわたる男女共同参画社会の推進

女性の社会参画に向け、審議会、行政委員会、町職員の管理職など政策・方針決定の場所における女性の割合は上昇していますが、重点施策としている目標値には達していません。

今後は、会議体を組織する際の肩書を含めない登用等について関係機関への働きかけに取り組む必要があります。

また、男性の家事・育児・介護への参画に関する講座や、学校における男女平等や相互理解の学習の実施、女性の意見を踏まえた防災計画や避難所運営マニュアルの改定など、家族、学校等、地域社会における様々な分野の男女共同参画社会の推進を図っています。

町民アンケートでは、家庭生活について、「平等」の割合が男性・女性ともに上昇しています。一方で、家庭生活、職場、社会通念・慣習・しきたりなど「学校教育の場」以外における様々な分野において「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計が「平等」を上回っています。町内の中学生へ行ったヒアリングにおいても、性別に関わらない役割分担を希望する意見が多く見られ、家庭・職場・地域社会等の身近なところから、男女共同参画の視点に立った取組を推進する必要があります。

### 基本目標3 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進

職場環境の改善に向け、県の中小企業女性活躍推進事業を活用し、町内企業とともに中小企業のための女性活躍推進セミナーを開催しました。また、住民を対象とした講座では、仕事と家庭の両立に関する講座を、令和5年度と7年度に開催しました。

女性の就業機会の確保に向け、県と連携し、再就職支援出張相談「ママ・ジョブ・あいち」(託児付)を実施しています。

また、職業生活と家庭生活のうち、子育て支援として、保育や預かり等の低年齢児の定員拡大や夏休み限定児童クラブを実施しています。また、介護支援として、地域包括支援センターやケアマネジャーに対する研修等を行い、介護負担の軽減を図っています。

町民アンケートでは、職場について「平等」の割合が男性・女性ともに上昇しています。一方で、「平等」の回答割合が他の分野と比べて低くなっています。町内の中学生へ行ったヒアリングにおいても、「企業における女性管理職の割合に驚いた」「やりたい人がやりたいことをできる環境になってほしい」という意見が多く見られ、性別に関わらず活躍を推進する視点や、働き方改革などの視点からの啓発を各種団体・企業等に行う必要があります。

### 基本目標4 生涯にわたる健康と福祉の充実

心と体の健康づくりの推進に向け、多様な悩みに対し、様々な場において気軽に相談できるよう、定例の相談の開催や訪問、電話、対面、オンライン等による相談など環境の整備しています。また、男女の健康診査の充実に向け、男性特有のがん検診の受診促進として、前立腺がん検診などをを行うメンズミニドッグの実施や、女性特有のがん検診推進事業として、特定の年齢の方に対する無料クーポンの配布などを実施しています。しかし、重点施策として設定している町実施の乳がん・子宮頸がん検診の受診者数は、わずかに減少しています。これは、女性の雇用機会の増加により、職場や加入保険を通じた検診機会が増加していることが一因と考えられます。

また、母性の保護と尊重に向け、母子健康手帳発行時からの相談をきめ細かく実施し、町内の関係機関との連携を図りながら切れ目のない保健対策を行っています。

福祉環境の充実に向けた多様な個人・世帯に対する支援については、重層的支援体制整備事業を令和5年度より開始し、地域住民の複雑化・複合化した課題に対する福祉ニーズに対応する包括的な支援体制を整備しています。

性別による心身の健康づくりの推進や様々な状況に置かれる個人・世帯が必要な支援が受けられるような支援体制のさらなる充実を図る必要があります。

## 基本目標5 人権の尊重とDVの根絶

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、DV等の防止のため、講演会を令和4年度と7年度に開催しました。

暴力に関する被害者の保護については、社会福祉協議会に設置した「まるっとここ相談窓口」、福祉課、子育て支援課、学校教育課等の窓口で相談を受け付け、必要な支援や支援機関につなぐ体制を構築しました。相談窓口の案内については、相談先へアクセスしやすくするため、相談先をまとめたページを町ホームページに設けました。

性の多様性を踏まえた対応については、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入やLGBTQ+講演会の開催などに取り組んでいます。

町民アンケートによると、DVに関する相談窓口の認知度は44.7%であり、相談されない暴力事案も背景にあることを念頭に置き、相談窓口の周知、暴力防止の啓発、相談援助に引き続き取り組んでいく必要があります。LGBTQ+については一定の認知がされていますが、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の認知度は低く、適切な理解と支援に向けた取り組みを検討する必要があります。

## 第5章 施策

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の環境づくり

#### (Ⅰ) 総合的な意識啓発の推進

男女共同参画への理解を進めるために、講座の開催等、住民や町職員の意識啓発に取り組みます。また、男女共同参画に関する様々な情報を収集し、住民に提供します。

##### ①男女共同参画社会への意識改革の推進

住民や町職員向けの講座やパネル展示を実施し、性別に関わりなく活躍できる男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成を図ります。

主要事業	事業内容	関係課
啓発講座等の実施	住民や町職員を対象に、男女共同参画への理解を促す講座やパネル展示等を行います。	企画政策課

##### ②男女共同参画に関する情報収集・提供

国・県・公共職業安定所・男女共同参画の関連団体等が発表する情報を収集し、広報紙、ホームページ、SNS、チラシやパンフレットなど、様々な方法で情報を提供します。

主要事業	事業内容	関係課
様々な媒体による情報発信	広報紙、町のホームページやSNS、各種メディアへの動画掲載、公共施設でのチラシ等の配置など、様々な方法で男女共同参画に関する情報を発信し、周知します。	企画政策課 等

## (2) 総合的な体制づくり

男女共同参画に関する住民からの相談への的確な対応や、住民等との協働による推進を図るため、総合的な体制づくりに取り組みます。

### ①男女共同参画に関する相談体制づくり

男女共同参画等に関する相談窓口を設けるとともに、どの窓口からも、関係する町内外の機関につなぐことができるよう、相談先一覧を周知します。

主要事業	事業内容	関係課
男女共同参画に関する相談	福祉や人権に関する相談、DV、仕事と家庭の両立支援等の男女共同参画に関する住民や職員からの相談に対応します。	企画政策課 秘書広報課 福祉課 健康課 子育て支援課 住民窓口課
男女共同参画に関する相談先の周知	町や県等の男女共同参画に関する相談先を周知します。	企画政策課

※p5 体制図参照

### ②協働による施策等の進捗の管理

本町における取組について、定期的に進捗管理を行います。また、毎年、懇話会を開催し、住民と協働で取組を推進します。

主要事業	事業内容	関係課
進捗管理と協働による推進	年に1回以上懇話会を開催し、主要事業の進捗状況を報告します。また、多様な主体との連携による推進体制づくりに取り組みます。	企画政策課

## 基本目標2 様々な分野にわたる男女共同参画の推進

### (1) 女性の社会参画の推進

審議会、町職員の管理職等、政策・方針決定の場において、女性の登用率が低い分野における積極的な女性登用に取り組むとともに、性別に偏りのない人員登用に取り組みます。男女共同参画について地域の推進の担い手となる女性リーダーを育成します。

#### ①政策・方針決定の場所への女性の参画の促進

性別に関わりなく個人の能力を発揮できる社会の実現に向け、女性の登用率が低い分野において積極的な女性登用を進めます。また、性別に偏りのない人員の登用に取り組みます。

女性リーダーとなる人材の育成や住民からの意見を広く聴く機会づくりに取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
審議会等における男女共同参画	各種委員会や審議会等の委員構成で、女性の登用率が低い分野において積極的な女性登用を進めます。また、性別の偏りがないように取り組みます。	企画政策課等
女性リーダーの育成	女性リーダーが町の取組に関わる機会をつくるため、養成講座やセミナー等に関する情報提供を行います。	企画政策課等
住民からの意見を広く聴く機会づくり	アンケート調査等において、男女共同参画に関する住民の意見を聴き、町政に取り入れる機会を設けます。	企画政策課
町職員の管理職における男女共同参画	性別に関わりなく、適切な人材の管理職への登用を推進します。	秘書広報課

## (2) 家庭における男女共同参画の推進

夫婦だけでなく家族全員がお互いを尊重し、協力し合うことや、男性の家事参画を促すことにより、家庭における男女共同参画を推進します。

### ①家庭における意識啓発

広報紙や講座等を通じて、男女がともに家事を担ったり、家族で家事分担について話し合ったりする男女共同参画の家庭づくりを啓発します。

主要事業	事業内容	関係課
家庭における男女共同参画の啓発	家庭における男女共同参画に関する情報提供や講座の開催を実施します。	企画政策課 生涯学習スポーツ課

### ②男性の家事参画の促進

男性が参加しやすい家事・育児・介護講座の開催等、男性の家事参画を促します。

主要事業	事業内容	関係課
男性が参加しやすい家事講座の開催	料理教室をはじめ、男性が参加しやすい家事全般の講座を充実します。	生涯学習スポーツ課
男性が参加しやすい育児講座の開催	男性が参加しやすい育児講座を提供します。	健康課 子育て支援課 生涯学習スポーツ課
男性が参加しやすい介護講座の開催	男性が参加しやすい家庭における介護講座を開催します。	福祉課

### (3) 学校等における男女共同参画教育の推進

男だから、女だからと一律に考えるのではなく、性別に関わりなく一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、多様な選択を可能にする教育や進路相談を推進します。

#### ①男女平等と男女共同参画に関する教育・保育

学校において、男女平等と相互理解・相互協力の学習を進めるとともに、教職員向けの男女共同参画や性の多様性に係る理解促進を図ります。また、学校・保育園においては、固定的な男女の役割分担等にとらわれない教育・保育を推進します。

主要事業	事業内容	関係課
男女の平等と相互理解・協力についての学習の充実	いのちの教育や保健体育、道徳の時間を活用し、男女平等や相互理解・相互協力（性差の正しい理解）についての学習機会を充実します。	学校教育課 健康課
教職員の理解促進	学校の教職員向けに男女共同参画や性の多様性に関する情報共有に取り組みます。	学校教育課
幼児期からの男女それぞれの人権を尊重した教育	生活や行事、遊びの中で、幼児期から男女にとらわれない意識の醸成を図ります。	子育て支援課 学校教育課

#### ②職場体験と進路相談

一人ひとりの児童生徒が、性別にとらわれず、その個性や意欲を踏まえて、進学・就職・生活していくように、キャリア教育や進路指導をします。

主要事業	事業内容	関係課
性別にとらわれないキャリア教育・進路指導	小中学校において、性別に関わりなく、自分らしい社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や知識を養います。また、県の理系女子応援事業等、女性の参画が少ない分野の取組について情報を収集・提供します。	学校教育課

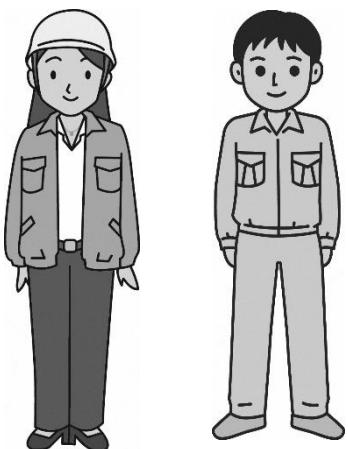
#### (4) 防災・防犯や地域社会における男女共同参画の推進

防災・防犯や地域活動における方針や取組の決定過程の男女共同参画を進めるとともに、地域の課題を解決する具体的な活動について、多様な人々が参画する地域社会づくりを推進します。

##### ①地域活動等の促進

災害等への備えや発生時の対応力を強化するために女性の視点を活かします。地域活動において、性別にとらわれず、意欲や必要性等適材適所に基づいて活動・活躍できる環境づくりに取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
防災・防犯に関する男女共同参画の促進	防災会議、避難訓練、避難所の運営等、防災・防犯に関する活動に女性の参加の促進を図ります。	防災交通課
地域活動における男女共同参画	各種団体や自治会等において、性別に関わりなく能力や意欲に基づいて地域づくりに参画できるよう、男女共同参画の考え方について啓発します。 また、各種団体の活動を情報発信し、誰もが参加しやすく、活動・活躍できる環境づくりに取り組みます。	企画政策課 生涯学習スポーツ課 総務課 福祉課



### 基本目標3 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進

#### (1) 就業及び職場環境の改善

正社員・パートタイマー・派遣労働者・農業・自営業等、多様な就業の場において、女性の活躍や働き方改革の視点を踏まえながら、男女の均等な機会と待遇の確保と女性の就業支援及び就業機会の確保・支援を促します。

##### ①職場における男女の均等な機会と待遇の確保

県や関係機関と連携して、男女平等の職場づくりの啓発による促進を図り、性別にとらわれず職場における男女の均等な機会と待遇を確保するとともに、働きやすい職場づくりを促します。

主要事業	事業内容	関係課
男女平等の職場づくりの啓発と促進	県や関係機関と連携して、労働に関する関連法(※)や様々なハラスメントの防止等について、町内企業・事業所・住民等に講演会等を開催します。 様々な媒体による情報発信による意識啓発を図ります。また、町役場における男女平等の職場づくりの徹底を図ります。	産業課 企画政策課 秘書広報課

※男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、パートタイム労働法、労働者派遣法、働き方改革関連法

##### ②女性の就業機会の確保・支援

県や関係機関と連携して、女性の再就職を支援する講座の情報提供をする等、女性の就業機会の確保に取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
女性の再就職支援	県・近隣市町・公共職業安定所・NPO・企業等と連携しながら、能力開発講座・託児付き講座・起業の支援等、女性の再就職に対する学習機会や情報提供の充実を図ります。	生涯学習スポーツ課 企画政策課 産業課

## (2) 職業生活と家庭生活の両立支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた気運を高め、多様で柔軟な働き方の促進を通じて、職場における職業生活と家庭生活の両立支援に取り組みます。また、その両立を支える、子育て支援、介護支援の充実を図ります。

### ①仕事と家庭の両立についての啓発

住民や企業等を対象とした職業生活と家庭生活の両立についての啓発、企業への両立支援に関する制度等の普及啓発、子ども・子育て会議での検討等を通じて、両立環境づくりに取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
職業生活と家庭生活の両立についての啓発	住民に、仕事と育児や介護の両立に向けた制度紹介や女性活躍に取り組む企業等の情報提供、両立支援に関する講演会・講座を実施します。	産業課 企画政策課
企業への両立支援制度の情報提供	企業へ両立支援制度に関する情報を提供するとともに、相談に応じます。	産業課 企画政策課
子ども・子育て会議による両立支援の進捗管理	保護者・子育て支援機関・町内企業・有識者等で構成する子ども・子育て会議を開催し、町内の両立支援について進捗状況の確認、評価を行います。	子育て支援課

### ②子育て支援

子育てに関する相談、各種保育・預かり保育、児童クラブ等を通じて、仕事と子育ての両立を支援するとともに、育児の悩みの軽減を図ります。

主要事業	事業内容	関係課
子育てに関する相談体制の充実	こども・子育てに関する総合相談窓口であるこども家庭センターを中心に関係機関と連携し、相談に応じます。	子育て支援課 健康課
各種保育・預かり等の充実	低年齢児（0～2歳児）保育の定員増等、既存の保育事業の充実を図るとともに、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）等の新たな取組の実施・検討を進めます。	子育て支援課
児童クラブの運営・整備	子育て中の女性の就労人口の増加による児童クラブの需要増加に対応するため、児童クラブの整備等充実を図ります。	子育て支援課

### ③介護支援

福祉・介護等に関する相談、介護保険サービス等を通じて、介護の悩みや介護負担の軽減、仕事と介護の両立を支援します。

主要事業	事業内容	関係課
福祉・介護等の相談体制の充実	町役場や地域包括支援センターにおいて、男女問わず福祉や介護等の相談を行います。 仕事と介護の両立を希望する介護者へ対応できるよう地域包括支援センターやケアマネジャーに対する研修等を行い、ケアプラン作成のスキル向上を図ります。	福祉課
介護保険サービスの基盤整備	介護サービスに対する需要を十分に把握するとともに、利用実績等を踏まえながら、より地域の実情にあったサービス提供体制の確保を図ります。その際に、サービスの質の向上に係るしくみづくりに取り組みます。	福祉課



## 基本目標4 生涯にわたる健康と福祉の充実

### (1) 心と体の健康づくりの推進

男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合いながら、性差に応じた心身の健康を推進していくために、心と体の健康管理、男女の健康診査の充実等に取り組みます。

#### ①心と体の健康管理の支援

男性・女性に特有であったり、男だから女だからという固定的な考え方起因したり、性別により大きな違いがみられる健康問題に着目しながら、心と体の健康管理を支援します。

主要事業	事業内容	関係課
健康づくりや医療の促進	若い女性のやせすぎ、男性の中高年の肥満防止、更年期障がいへの対応や骨粗しょう症の予防等、性差に着目した健康づくりの啓発や学習機会の提供、各種相談、健診・検診の充実を図ります。	健康課 保険医療課
育児や介護の悩みの軽減	育児や介護等の悩みについて、関係機関等と連携し相談に応じます。また、気軽に相談できるよう環境整備を行います。	子育て支援課 健康課 福祉課 生涯学習スポーツ課
困難を抱える住民への支援	引きこもり等が男性に多いことや女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いこと等を踏まえ、地域・学校・家庭と連携し、困難を抱える住民の支援を行います。	生涯学習スポーツ課 健康課 子育て支援課 学校教育課 福祉課
自殺の予防	自殺の背景には、固定的な性別役割分担意識などを含めた様々な要因が絡み合っていることを踏まえ、自殺予防週間における啓発、相談の対応等、若者から高齢者までを対象に自殺の予防に取り組みます。	福祉課 健康課

## ②男女の健康診査の充実

性別により特有であり、発生率の違いが大きな健康問題に即し、がん検診、メンズミニドック、レディースミニドック等、男女が参加しやすい健康診査を行います。

主要事業	事業内容	関係課
男性特有の病気に対する健康診査の実施	男性特有のがん（前立腺がん）検診を行います。 また、受診をしやすい環境整備を行います。	健康課
女性特有の病気に対する健康診査の実施	集団検診・医療機関での個別検診による女性特有のがん（乳がん、子宮がん）検診を行います。また、受診しやすい環境整備を行います。	健康課

## （2）母性の保護と尊重

思春期、妊娠・出産期、更年期等、女性の人生の各段階に応じた健康を図る中で、特に、妊娠・出産期・乳児期における健康について支援します。

### ①妊娠・出産期・乳幼児期における健康支援

妊娠婦健診の受診、妊娠期における子育てに関する学習支援、お元気ですか訪問、乳幼児の健康診査等を通じて、妊娠・出産期・乳幼児期における母子の健康づくりを支援します。

主要事業	事業内容	関係課
妊娠婦健診の受診促進	母子健康手帳と同時に受診票を交付し、妊娠婦健診の受診を促進します。	健康課
妊娠期から乳幼児期における支援	妊娠期から乳幼児期の保護者に対し、子育てに関わる情報提供や交流機会の提供、学習支援、相談支援、経済的支援を行います。	健康課 生涯学習スポーツ課 子育て支援課 保険医療課
乳幼児の健康診査	子どもの成長に合わせて、適切な時期に健康診査を実施します。また、母子手帳と同時に受診券を交付し、乳児健診の受診を促進します。	健康課
不妊検査・治療に対する支援	不妊検査・治療の経済的な負担の軽減を図るために、治療等に要する経費の一部を助成します。 また、不妊について、電話等で相談に応じます。	健康課

### (3) 福祉環境の充実

高齢者、ひとり親家庭、ダブルケア家庭、外国人等、様々な立場の個人・世帯に対し、支援を行います。また、複雑化・複合化した課題を抱えている個人・世帯に対し、重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制を構築していきます。

#### ①地域共生社会に向けた多様な個人・世帯に対する支援

高齢者、ひとり親家庭、ダブルケア家庭、外国人等、様々な立場の個人・世帯について、男女共同参画の視点を持って、支援を行います。

主要事業	事業内容	関係課
高齢者福祉事業の実施	高齢者の安定した生活を支援するため、在宅生活支援、ひとり暮らし高齢者への支援、低所得者への助成等を行います。	福祉課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、保育サービスの提供や児童扶養手当の支給、医療費助成、資格取得のための支援等を行います。民法改正に伴う親権や養育費に関する情報提供や相談に対応します。	子育て支援課 保険医療課
ダブルケア家庭・ヤングケアラーへの支援	育児と介護が同時に直面する家庭や、家族の介護・日常生活上の世話を過度に行っている子ども・若者について、包括的な支援を行います。	子育て支援課 福祉課
外国人に対する支援	行政・生活情報の多言語での情報発信を行います。また、国際交流員の活用に加え、ニーズに応じた窓口での多言語対応に取り組みます。	企画政策課

## 基本目標5 人権の尊重とDVの根絶

### (1) あらゆる暴力を根絶するための啓発と基盤づくり

DV、虐待、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、困難な問題を抱える女性への暴力等の男女間における人権を侵害する行為について、啓発や防止対策、防犯対策、緊急一時保護等、被害者の保護・自立支援を図ります。

#### ①あらゆる暴力をなくすための啓発や防止対策

DV 等の暴力の根絶に向けての啓発、不審者情報の提供、防犯パトロール等、県や警察、地域住民等と連携した防犯環境の充実に取り組みます。

また、児童虐待の防止・通報受付、調査・相談に取り組むとともに、性・暴力表現等の過激な落書き等の排除を図ります。

主要事業	事業内容	関係課
あらゆる暴力の根絶のための啓発(※)	DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、困難な問題を抱える女性への暴力等、あらゆる人権侵害根絶のため、広報紙やチラシ等を利用した啓発、講演会の開催等を行います。	企画政策課 福祉課 子育て支援課
地域住民と連携した防犯対策	青パトによる防犯パトロール、防犯ボランティアの育成や支援、ホームページや SNS を通じた不審者情報の提供を行います。	防災交通課 学校教育課 子育て支援課
児童虐待の防止・通報受付、調査・相談	児童虐待防止の啓発に取り組み、児童虐待の通告を受理し、安否確認等を行います。その後、家庭訪問、面接、電話にて継続支援を行います。また、虐待の実態調査・相談についても実施します。	子育て支援課 学校教育課
性・暴力表現等の過激な落書き等の排除	地域や関係団体と協力し、性・暴力表現を排除します。	生涯学習スポーツ課 学校教育課

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

## ②被害者の保護・自立支援

相談窓口のPR、通報における迅速な対応、関係機関と連携し、緊急一時保護等、被害者の保護・自立支援に取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
相談窓口の整備とPR	「まるっとここ相談窓口」や関係課にて、被害者や第三者による相談・通報に応じます。 また、窓口に関し住民へのPRを進めます。	福祉課 子育て支援課 住民窓口課 学校教育課
緊急一時保護体制の確立	被害者の緊急避難を関係機関と連携して支援し、必要に応じて一時保護所まで同行します。	福祉課 子育て支援課
被害者的心のケア・自立支援	県福祉相談センター、社会福祉施設、社会福祉協議会、医療機関やカウンセラーなど関係機関と連携し、心理的支援、生活や就労の支援を行います。	福祉課 子育て支援課 学校教育課

## (2) 性の多様性に対する配慮

性的指向や性自認等、性の多様性について、住民等に理解を促すとともに、町役場における対応について研究・実施します。

### ①性の多様性に対する理解促進と対応の充実

住民等へ性の多様性への理解を促す啓発を行います。

性の多様性を踏まえた制度の運用や窓口対応等を研究します。

主要事業	事業内容	関係課
性の多様性に関する啓発	住民等に性の多様性への理解を促す講座・パネル展示等を行います。	企画政策課
パートナーシップ・ファミリー・シップ宣誓制度の周知と効果的な運用	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知を図ります。また、宣誓制度で利用可能となる行政サービス等の充実を図ります。	企画政策課 等
性の多様性を踏まえた対応の研究	窓口における相談体制、書類、制度等、性の多様性を踏まえた対応について研究します。	企画政策課

# 第6章 計画の推進

## 1 重点施策と目標指標

本計画の推進に向けて、主要事業については、毎年、進捗管理を行い、懇話会を開催し、住民との協働で推進を図ります。

重点施策と総合的な評価については、指標を設けています。施策の背景や進捗状況をふまえて、一部の目標について、見直しました。

### (1) 重点施策

重点施策	指標	計画当初 (2019)	中間評価 (2024)	目標値 (2030)
1.男女共同参画社会の環境づくり				
男女共同参画社会への意識改革の推進	講座・講演会等 (住民もしくは職員対象)		毎年開催	
協働による施策等の進捗の管理	懇話会の開催		毎年開催	
2. 様々な分野にわたる男女共同参画の推進				
政策・方針決定の場所への女性の参画の促進	審議会等の女性委員の割合	20.3%	29.0%	40~60%
	行政委員会の女性委員の割合	9.7%	19.2%	40~60%
	町職員の女性管理職の割合 (課長級以上)	18.2%	33.3%	3月策定の特定事業主行動計画と整合
家庭における意識啓発・男性の家事参画の促進	家庭の男女共同参画に関する講座の開催(毎年開催している育児講座を除く)		隔年開催	
3. 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進				
職場における男女の均等な機会と待遇の確保	女性活躍・働き方改革に関する講座・講演会の開催		隔年開催	
仕事と家庭の両立についての啓発	仕事と家庭の両立支援に関する講座の開催		隔年開催	
子育て支援	低年齢児(0~2歳児)保育の定員数	334人	355人	393人
	放課後児童クラブ待機者数	37人	15人	0人
介護支援	介護保険認定者数(介護予防施策により上昇を抑える)	1,391人	1,686人	2,004人以下

重点施策	指標	計画当初 (2019)	中間評価 (2024)	目標値 (2030)
4. 生涯にわたる健康と福祉の充実				
心と体の健康づくりの推進	男性の国民健康保険特定健診受診率	48.6%	48.5%	70.0%
	女性の国民健康保険特定健診受診率	61.2%	60.4%	70.0%
5. 人権の尊重とDVの根絶				
DV防止の啓発	広報紙への掲載	—	1回/1年	1回/1年
	DVに関する講演会・講座等の開催	—	2回/5年	2回/5年
性の多様性に対する配慮	性の多様性に関する講座の開催	—	2回/5年	2回/5年

※現状値(令和2年4月1日現在)、中間値(令和7年4月1日現在)

## (2) 総合的な評価指標

重点施策の数値目標に加え、男女共同参画社会の推進の取組の成果について総合的な評価指標（アウトカム）として、令和12年度に向けた目標値を設定しています。

指標	計画当初 (2019)	中間評価 (2024)	目標値 (2030)
「男女が差別なく参画できる社会になっている」の満足度 * 町民意識調査	14.3% (2018)	21.3%	28%
社会における男女平等の状況			
家庭生活について「平等」と答えた人の割合 * 男女共同参画に関するアンケート	女性	21.7%	25.3%
	男性	34.9%	51%
職場について「平等」と答えた人の割合 * 男女共同参画に関するアンケート	女性	17.1%	23.1%
	男性	24.5%	35%
地域活動の場について「平等」と答えた人の割合 * 男女共同参画に関するアンケート	女性	36.9%	43%
	男性	50.7%	55%
武豊町の行政・政治の場について「平等」と答えた人の割合 * 男女共同参画に関するアンケート	女性	37.7%	41%
	男性	48.6%	53%

※中間見直しにおいて集計方法を見直したため、プラン策定時から計画当初(2019)の数値を補正しています。

## 2

## プランの進捗管理

本プランの施策については、毎年度、関係課が推進状況等を整理して、その結果を企画政策課が取りまとめます。男女共同参画懇話会で、推進状況の確認や協働による推進方法について検討します。そして、必要に応じて改善を図り、次年度以降の取組に反映させながら、よりよい事業の推進を図ります。

